

「令和2年分 予定納税について」の正誤表

令和2年分 予定納税についての8ページ及び9ページに下表のとおり誤りがありますので訂正いたします。(赤囲みの箇所)

令和2年分 予定納税について 8ページ

Ⅳ 令和2年分 所得税の税額表等
以下の表は減額申請書を作成する際の参考としてください。

【令和2年分から給与所得控除が改正されており、以下の給与所得の速算表が変更されています。】

◎ 給与所得の速算表

下記の「所得金額調整控除」の適用がある場合には、その適用後の金額を減額申請書に記載してください。

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
から	まで		から	まで	
550,999円まで		0円	円	円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額：A)
円	円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	1,628,000	1,799,999	
551,000	1,618,999		1,800,000	3,599,999	「A×2.4－100,000円」で求めた金額
1,619,000	1,619,999	869,000円	3,600,000	6,599,999	「A×2.8－280,000円」で求めた金額
1,620,000	1,621,999	870,000円	6,600,000	8,499,999	「A×3.2－640,000円」で求めた金額
1,622,000	1,623,999	872,000円	8,500,000円以上		「収入金額×0.9－1,300,000円」で求めた金額
1,624,000	1,627,999	874,000円			「収入金額－1,950,000円」で求めた金額

《計算例》「給与等の収入金額の合計額」が5,812,500円の場合の給与所得の金額

- ① 5,812,500円 ÷ 4 = 1,453,125円
- ② 1,453,125円の千円未満の端数を切り捨てる → 1,453,000円…A
- ③ 1,453,000円 × 3.2 - 640,000円 = 4,009,600円

誤

Ⅳ 令和2年分 所得税の税額表等
以下の表は減額申請書を作成する際の参考としてください。

【令和2年分から給与所得控除が改正されており、以下の給与所得の速算表が変更されています。】

◎ 給与所得の速算表

下記の「所得金額調整控除」の適用がある場合には、その適用後の金額を減額申請書に記載してください。

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
から	まで		から	まで	
550,999円まで		0円	円	円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額：A)
円	円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	1,628,000	1,799,999	
551,000	1,618,999		1,800,000	3,599,999	「A×2.4＋100,000円」で求めた金額
1,619,000	1,619,999	1,069,000円	3,600,000	6,599,999	「A×2.8－80,000円」で求めた金額
1,620,000	1,621,999	1,070,000円	6,600,000	8,499,999	「A×3.2－440,000円」で求めた金額
1,622,000	1,623,999	1,072,000円	8,500,000円以上		「収入金額×0.9－1,100,000円」で求めた金額
1,624,000	1,627,999	1,074,000円			「収入金額－1,950,000円」で求めた金額

《計算例》「給与等の収入金額の合計額」が5,812,500円の場合の給与所得の金額

- ① 5,812,500円 ÷ 4 = 1,453,125円
- ② 1,453,125円の千円未満の端数を切り捨てる → 1,453,000円…A
- ③ 1,453,000円 × 3.2 - 440,000円 = 4,209,600円

正

【令和2年分から公的年金等控除が改正されており、以下の公的年金等に係る雑所得の速算表が変更されています。】

◎ 公的年金等に係る雑所得の速算表 [求める所得金額 = A × B - C]

※ 以下の速算表で求めた金額が「0円」を下回る場合には、「0円」となります。

年齢区分	A 公的年金等の収入金額の合計額	B 割合	C 控除額		
			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 (注)		
			10,000,000円まで	10,000,001円から 20,000,000円まで	20,000,001円以上
以後に 昭和三 十一年 一月二 日 生まれ た方	400,000円まで		〔公的年金等に係る雑所得は「0円」となります。〕		
	400,001円から 1,299,999円まで	100%	600,000円	500,000円	400,000円
	1,300,000円から 4,099,999円まで	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,000円以上	100%	1,950,000円	1,850,000円	1,750,000円
以前に 昭和三 十一年 一月一 日 生まれ た方	900,000円まで		〔公的年金等に係る雑所得は「0円」となります。〕		
	900,001円から 3,299,999円まで	100%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,000円以上	100%	1,950,000円	1,850,000円	1,750,000円

誤

【令和2年分から公的年金等控除が改正されており、以下の公的年金等に係る雑所得の速算表が変更されています。】

◎ 公的年金等に係る雑所得の速算表 [求める所得金額 = A × B - C]

※ 以下の速算表で求めた金額が「0円」を下回る場合には、「0円」となります。

年齢区分	A 公的年金等の収入金額の合計額	B 割合	C 控除額		
			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 (注)		
			10,000,000円まで	10,000,001円から 20,000,000円まで	20,000,001円以上
以後に 昭和三 十一年 一月二 日 生まれ た方	400,000円まで		〔公的年金等に係る雑所得は「0円」となります。〕		
	400,001円から 1,299,999円まで	100%	600,000円	500,000円	400,000円
	1,300,000円から 4,099,999円まで	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円
以前に 昭和三 十一年 一月一 日 生まれ た方	900,000円まで		〔公的年金等に係る雑所得は「0円」となります。〕		
	900,001円から 3,299,999円まで	100%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

正